

「青虎会介護職員初任者研修（通信）」 学則

（開講目的）

第1条 真心をもって職務を行う介護職員を育成し、もって地域の福祉に貢献することを目的とする。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。
青虎会介護職員初任者研修（通信）

（研修課程及び形式）

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通信）

（研修会場の所在地）

第4条 研修会場の所在地は、別紙 1「青虎会介護職員初任者研修（通信）研修会場一覧表」のとおり。

（研修期間）

第5条 研修期間はおおむね 3 か月とする。

（実習の活用）

第6条 本研修においては、実習は行わない。

（講師氏名）

第7条 研修を担当する講師は、別紙 2「青虎会介護職員初任者研修（通信）講師一覧表」のとおり。

（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

第8条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

（研修時間数等）

第9条 研修時間数は、別紙 4「青虎会介護職員初任者研修（通信）カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(通信形式による研修の実施方法)

第10条 通信形式による研修の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 静岡県介護員養成研修指定事務取扱要綱別表第2の項目の欄の区分ごとに3問以上の課題(1問以上は論述式の課題とする。)を設定し、受講者から当該課題に係るレポートを提出期限までに提出させる。
- (2) (1)で提出されたレポートの添削指導を行い、添削した結果に解説及び講師コメントを加えて受講者に返送する。
- (3) 添削指導の結果、基準に満たない場合は、基準に達するまで再度指導評価を行う。
- (4) (3)の評価は、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(70点未満)の区分で評価し、合格の基準とはC以上の評価とする。

(研修修了の認定方法)

第11条 第9条に定める研修の全日程及びその全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて、一定以上の評価を得た者を修了者として認める。

2. 前項の全ての履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
3. 第1項の修了評価は、筆記試験により行なうこととし、100点満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79点～70点)、D(70点未満)の区分で評価する。
なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第12条 受講申込手続は以下の(1)から(3)の手順により行ない、(3)の完了を社会医療法人青虎会(以下、「事業者」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(1) 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載の上、事業者に郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

事業者から受講決定通知書及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第13条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

- (1) 受講料(テキスト代含む) 40,000円

- | | |
|----------------|------------|
| (2) 傷害・賠償保険料 | 別途各自負担 |
| (3) 補講料（講義・演習） | 2,000 円/時間 |

（介護職員初任者研修課程の一部免除）

第14条 事業者は介護職員初任者研修受講申込者のうち、次の者の研修課程の一部を免除することができる。

- (1) 生活援助従事者研修を修了している者

免除する科目

「介護におけるコミュニケーション技術」、「老化の理解」、「障害の理解」

- (2) 入門的研修（入門講座及び基礎講座）を修了している者

免除する科目

「介護の基本」、「老化の理解」、「認知症の理解」、「障害の理解」

- (3) 認知症介護基礎研修を修了している者

免除する科目

「認知症の理解」

- (4) 居宅介護職員初任者研修を修了している者

免除する科目

「職務の理解」、「介護における尊厳の保持・自立支援」、「介護の基本」、
「介護・福祉サービスの理解と医療との連携」、「介護におけるコミュニケーション技術」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみと生活支援技術」、
「振り返り」

2. 研修課程の一部免除を希望する受講申込者は、「受講申込書」と併せて、対象者であることを証する書類として、研修修了書等を提出しなければならない。
3. 研修課程の一部免除を決定した事業者は、受講決定通知に免除する科目を記載するものとする。
4. 研修課程の一部を免除された受講者の受講料については、免除する科目の時間数に 252 を掛けた額を割り引くものとする。

（返金について）

第15条 受講申込手続完了後の返金はしない。

（保険加入）

第16条 介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全て受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講者が負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第17条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者については補講を行うものとする。また、補講に係る料金は第 13 条の規定により受講者が負担する。

(使用テキスト等)

第18条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

出版社 「(財) 長寿社会開発センター」 出版

名称 「介護職員初任者研修テキスト全 3 巻」

(受講取消)

第19条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められた場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者

(4) その他、事業者が不適当とみなした者

(退講)

第20条 第 19 条各号により受講が取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2. 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第21条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第22条 事業者は、第 11 条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第23条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「青虎会介護職員初任者研修(通信)修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第24条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2. 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(附則)

第1条 この学則は令和4年3月1日から施行する。(指定年月日)